

令和7年12月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年12月25日（木）

開会 午後1時30分

閉会 午後3時10分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員9名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、係長、主査、主事

7 議題等

第19号議案 地域計画の変更について

第20号議案 農用地利用計画の変更について

第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項17 農地法第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、柏原圭子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第19号議案「地域計画の変更について」、第20号議案「農用地利用計画の変更について」が3件、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは早速ですが、第19号議案「地域計画の変更について」、及び第20号議案「農用地利用計画の変更について」です。こちらは、関</p>

	連のある案件のため、一括審議します。事務局より説明をお願いします。
係 長	<p>それでは、第19号議案「地域計画の変更について」及び第20号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。まず第19号議案「地域計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項において「地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならぬ。」とされていることから、市町村が農業委員会の意見聴取を行うものでございます。</p> <p>こちらは第20号議案の番号1及び番号2と関連のある案件のため、番号1、番号2の審議の際に第19号議案についても一括で審議をお願いします。変更案につきましては、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	【変更案の説明（第19号議案）】
係 長	<p>続きまして、第20号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聞くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読（第20号議案）】</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	【変更内容個別検討調書説明】
会 長	番号1の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。
松原圭子 委 員	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>申出地については、稲葉町東交差点を東に50m程進んだ先にある水田です。</p> <p>内容について、申出地を分筆し、分家住宅建築を希望するものです。現在は、他市の賃貸住宅に3人で住んでいますが、手狭になってきたことから、祖父に相談したところ、当該地へ分家住宅を建築し、本家等と助け合って永住していきたいという意向になったとのことです。</p> <p>土地利用計画図から、除外面積が過大ではないと考えています。</p> <p>申出地以外の土地も検討しましたが、いずれも適地がなく代替性がないと判断できると考えます。</p> <p>申出地は西側白地から30m、北側の既存住宅から50mに位置して</p>

	<p>いることから、農用地区域の周辺部と考えます。</p> <p>分筆後に残った土地については、今後も引き続き農地として利用するということです。用水の配水について周辺農地に影響はないと思います。</p> <p>生活雑排水については、浄化槽を通った後、既存の排水路に放流する計画です。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>何か意見、質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
横井利夫 委員	本家の跡取りについて、親族関係はどのようにになっているのでしょうか。
事務局	親族相関図の提出があったため、そちらを参照ください。
会長	他に意見、質問もないようですので、これより採決に移ります。番号1について、第19号議案で地域計画の区域から除外すること、第20号議案で農用地区域から除外することに、「やむを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】
会長	挙手全員により、番号1について賛成することに決定しました。 続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
係長	番号2について、説明させていただきます。 【番号2 調書を朗読】 番号2の調書の説明は以上でございます。 また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】 番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。
会長	それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
枠原圭子 委員	申出地については、番号1で説明させていただいた場所から100m程離れた場所にある水田です。 申出の内容について、現在母屋に3人で住んでいますが、将来甥が跡取りになることから、分家住宅として申請人が自分の住む家を建築し、独立するというものです。 本件は分筆して平屋建ての分家住宅を建築するというのですが、残った土地については、農地として引き続き利用していく計画です。 周辺農地に与える影響についてもないと考えられます。 以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。

会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>何か意見、質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会長	<p>意見、質問もないようですので、これより採決に移ります。番号2について、第19号議案で地域計画の区域から除外すること、第20号議案で農用地区域から除外することに、「やむを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委員	【挙手全員】
会長	<p>挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
係長	<p>番号3について、説明させていただきます。</p> <p>【番号3 調査を朗読】</p> <p>番号3の調査の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調査より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調査説明】</p> <p>番号3の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>それでは、番号3を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委員	<p>12月17日に水野委員と調査をしました。</p> <p>申請地は、東印場交差点を北へ瀬戸街道方面へ向かい、その後東へ200m進んだ先に位置しています。既存住宅が点在し、市街化区域との境目であり、宅地化がかなり進んだ地域です。</p> <p>申請の内容について、土地所有者から見て、孫の分家住宅建築を希望するものです。現在は3人で他県の社宅アパートで生活していますが、大変手狭となっており、こちらの方に転勤の予定があったことから申出を行うことになったというものです。</p> <p>他の所有地も検討しましたが、申出地以外に適した土地はありませんでした。</p> <p>申出地周辺への影響については、周りが住宅等が既に建っている場所であり、生活雑排水についても浄化槽を設置し、南側に新設する排水路に放流する計画であるため問題ないとと思われます。</p> <p>農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂が流出しないよう計画されています。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号3について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

飯沼勝則 委 員	番号3の案件については、地域計画の変更には影響していないということでおろしいでしょうか。
係 長	番号3については、自作地であり、地域計画に位置づけていないため、地域計画の変更はありません。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第20号議案番号3について、「やむを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第20号議案番号3について賛成することに決定しました。 続いて、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があつたため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号1 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号1の説明は、以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
横井利夫 委 員	本件は、当委員会で農振農用地区域からの除外について既に議決済みの案件となります。 申請地について、12月17日に調査を行いました。 申請地は、旭丘小学校から南50mのT字路を東へ進んだ場所にある農地です。農地が多い地域ですが、宅地も点在しています。北側が道路で、東側及び南側が宅地です。 申請内容については、農家住宅の建築を目的とした所有権移転です。申請人は現在守山区在住の専業農家であり、本市へ農家住宅を建築することにより、今後の農作業が効率的になるというものでございました。 周辺地域への影響についても、本農業委員会の委員が、影響がない事の説明を受けており、問題ないものと考えます。 資金調達、資金計画についても疎明書類の提出がありました。

	以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委員	隣接する水田について、用水に影響はないでしょうか。
水野郁代 委員	隣接する水田の用水については、説明を受けており問題ないと思います。
会長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委員	【挙手全員】
会長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
係長	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号2の説明は、以上でございます。</p>
会長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委員	<p>12月18日に柏原圭子委員と現地調査しました。</p> <p>申請地は西の野町五丁目交差点南東に位置する農地で周辺一帯は水田であります。</p> <p>9月の農業委員会で農用地利用計画変更の審議により承認されたものです。周囲に各種診療所がありますが、本件はペインクリニックであり、痛みに向き合う専門的な医療機関ということで、周囲に同種のクリニックはありません。</p> <p>選定理由としては主要幹線道路に面し、通院の利便性は非常に良好で、地域に根ざした医療の実現に最適であるというものでした。</p> <p>敷地からの排水については、北側の既設排水路へ放流する計画です。</p> <p>周辺への影響については、土砂等の流出がないよう周囲をコンクリートブロックで囲み、隣接地や用水に影響がないと考えます。</p> <p>資金面についても、資料のとおり問題ないと考えます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p>

	【質疑応答】
会長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】
会長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。
会長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項17「農地法第5条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
係長	それでは、報告事項17「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条の規定による届出が、4件で1,647.34平方メートル、主な概要は西大道町地内外で一般個人住宅1件、露天駐車場2件、進入路1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にありません。
会長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は1月28日(木)午後3時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。